

【主な質疑項目（順不同）】

1. 新たな「食料・農業・農村基本計画」について
 - (1) 経営展望の位置付け
 - (2) 戸別所得補償制度における規模加算の検討状況
 - (3) これまでの水田農業にかかる経営安定対策と米戸別所得補償制度モデル事業との相違点
 - (4) 水田・畑作経営所得安定対策の加入実績及び今後の扱い
 - (5) 大豆作付けの見通し
 - (6) 地域の実態に応じた産地確立交付金の仕組みと全国一律の水田利活用自給力向上事業
 - (7) 米戸別所得補償制度モデル事業と計画生産の取り組み
2. 農業改良資金等の貸付対象農家について（4月1日質疑の積み残し課題）

○山田俊男君

自由民主党・改革クラブの山田俊男であります。

先般、私は三月の十六日の日も、基本計画の素案の段階でありましたが、質疑をさせていただきましたが、本日は改めまして閣議決定されました基本計画について質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

私は、どうも頭の中が整理できないといいますか懸念が払拭できないということがこの基本計画並びに戸別所得補償対策の考え方の中にあるということなんです。

例えば、基本計画の中では、これはもう「兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備する」と、こういうふうに言っておられる一方で、「経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指す。」と、こうされているわけです。

小規模農家、兼業農家も含めた、これらがやっていける対策を講ずるんだぞということについて異論があるのかといたら、私は異論があるわけじゃありません。いや、まさにそのとおりなんだと言うんです。ところが一方で、いや、そうは言ったって、効率的かつ安定的な農業経営、これつくるといことなんだぞと言うと、おいおい、それじゃ、そのつながりはどうするんだと。それから、いや、本当のねらいは効率的かつ安定的な農業経営、これを大々的に進めるとい思いがあって、それをちょっと後ろに隠しているんじゃないかなんて

思ったりするんです。

要は、どうもここの規定の仕方についてダブルスタンダードというんですかね、こっちの側面ではこう言うよ、こっちの側面ではこう言うよというふうに思えてならないんです。それでしつこく前回からもこだわっているわけであり

ます。

そこで、二つのことがあるんです。

一つは、三月十六日の質疑において、これは納得できない、ダブルスタンダードだから納得できないということで、基本計画でどこを目指すのか、将来の農業者の経営展望を描くべきじゃないかというふうに質疑させてもらったんです。そのときに、いや、その経営展望については今検討中でありますよということであったかというふうに思います。

その後、企画部会に、これまでの旧の基本計画では三十五の経営類型を示すという取組だったわけですが、今回、地域に実在すると思われるようなそれぞれ経営体、そういう面では、小規模であったりそれから兼業農家であったりということも含んだ一定の地域にある経営体が、創意工夫、それと規模拡大やそれから新しい作物の導入やそれから加工等の取組をしていく中で発展していきける絵はこんな絵なんだぞというふうに書いておられるんです。

これは私は一つの試みであって、ダブルスタンダードをどう埋めていくかということについて努力されているのかということでは私は評価したいというふうに思うんですが、この経営展望の位置付けは、これは閣議決定されたんですか、それとも省議で決定されたものですか、それとも企画部会のただ単なる附属参考資料として出されたというだけのものなんですか、その位置付けをお聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

最後のお尋ねからお答えをいたしますと、閣議決定に付されている材料ではございません。私ども三役の方の政務三役会議におきまして確認をし、審議会等にお諮りをした、そして活用をしていると、このような内容だというふうに御理解をいただければと思います。

○山田俊男君

大臣、私なかなか良くできていると思うんです。だから、大分事務方はそれぞれ今までの経験も踏まえて検討されて作られたものなのかなというふうに思います。

とすると、大臣、これまでも地域水田農業ビジョンを地域で作ろうじゃないかということをお進めしてきた経緯があるんです。それは、旧政権、前政

権が効率的かつ安定的な農業経営をつくるためにその目指す方向としてやってきたんだろうというような言い方をしないで、よくよく地域に根差した経営をみんなで相談してつくり上げてくる、地域の実態に合ったものをつくり上げてくる、そのことと今度お出しになった経営展望をどんなふうに参考にしながら位置付けていくのかな、みたいような私は大運動を展開すべきだというふうに思うんです。どうもただ単なる参考資料らしいんですけども、経営展望の改めて位置付けなり、それから運動展開の材料としての活用、これについてお聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

ただ単にということではございません。前政権のときにも同じような展望というものをお出しをいたしました。そのものも前政権のときにおいても閣議決定というようなプロセスを経たものではございませんので、それはある意味変わっていないというふうに御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、先ほど言及いただきましたように、できるだけ例示という形をしましたがけれども、多様な経営の在り方を実際にあるモデルを若干加工などしながら全体的に使えるような形のものとして提示をさせていただいておまして、今ありましたように、それらが一つの参考としていろいろなところで取り組まれるというのは非常に喜ばしいことだろうというふうに思っております。

ただ、先ほど花卉の話が出ましたように、労働集約的である、かなり収入が伸びるということと併せて、かなりの労働の時間が増えるというようなものも散見をされますので、そのようなところは、どのようなバランスを取りながらかということはその地域の中の実情に合わせて行っていく、そのような形になるだろうというふうに思っております。

○山田俊男君

当然、雇用確保をどう進めるとか、それから重要作物をどんなふうを選択するとか、創意工夫するとか、機械を導入するとか、農地の利用集積を具体的にどんなふうに進めるとか、それを地域でどんな話合いをしていくのか、ここはもう大きな運動になると思うんです。どうぞ、大臣、しっかりこの取組に名前を付けていただいて、大々的にこれを進めていくという決意を並行してやっていかれたらどうかということをお願いするんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（赤松広隆君）

山田委員は山田委員としての認識、見識をお示しになったというふうに思います。

どちらにしても、こうした私どもの今後十年を見通しての基本計画が単に絵にかいたもちということにならないように、しっかりと数字の上でもそれが実現できるように、その中身を豊富化するためのものが今言ったそれぞれの展望とかいうものでございますので、そういうものは少しでも地域の皆さんに参考にさせていただきながら活用していただければ、そして、ああ、こんな例もあったんだ、こういうやり方もあるんだということを知っていただくことは非常にいいことだと思いますので、そんなことも含めてしっかり頑張ってやっていきたいと思っております。

○山田俊男君

もう一つは、四月一日の日にも私質疑させてもらいまして、それは農業改良資金の貸付対象農家の要件についてでありまして、これは、基本計画にもこの金融対策について盛り込んでおりまして、意欲ある農業者が農業経営の発展を目指すことができるように資金調達の支援を図る、という趣旨で盛り込んでおられます。

ところで、どうも、この農業改良資金の法改正も賛成したわけでありましてけれども、対象要件について、従来の効率的かつ安定的な農業経営を目指すという方向の中での一定規模を制約した対象要件になっているんです。これは是非見直ししてしかるべきではないかと。まさに、先ほど来言っていますダブルスタンダードをきちっと新しい基本方向の観点で整理していくという意味合いからしても大事じゃないかというふうに申し上げて、議論させてもらったんですが、大臣はその際、一定規模に至らない人には都道府県で対応している場合もあると、それでも足らなければそういうものについて検討していけばいい、という御答弁ですね、途中でされていたわけでありまして、是非この観点での検討を行ってほしいんですが、検討状況は大臣いかがですか、お聞きします。

○国務大臣（赤松広隆君）

自民党の皆さんにも御賛成をいただいて、まだ改良資金の法案通ったばかりでございますので、その後検討したかと言われても、これは正直言って、今日もビルサックとの交渉その他がありまして、検討いたしておりません。

しかし、私が申し上げたのは、今回の法案というのは、改良資金の法案は主業農家を対象にしたそういう融資制度でございます、家族経営といいますか、小規模の人たちに対してどうしていくかということは、いろんなことをやっぱり考えていくということは決して否定いたしませんので、また山田委員を始め委員各位のいろんな御意見をいただきながら、もし必要であればどういうことが必要なのかということは考えていけばいいと思っております。

○山田俊男君

是非、ダブルスタンダードの懸念に対してきちっとこたえていくという一つの方法として、私は、どうぞ、制度資金のそれぞれの対象農家の要件についてもう一回見直してみると。実態に合ったように見直して、借りやすくして、小規模農家も兼業農家も経営を発展させていけることができるようにするという、そのねらいに合った仕組みに、こんなふうにしたよという取組は是非必要だというふうに思いますので、引き続き検討を深めてもらいたい、是非お願いします。

それで、私はこの戸別所得補償対策におきます対象農家の選び方、それから今回の対策の仕組み方について、農林水産省政務三役の政治主導たるや、これはなかなか見事だというふうに思っているんです。政治主導そのものについては、党の方は、民主党の方は、民主党を支持しないと要望は聞かないぞと、どうもそんなような雰囲気になっているんじゃないかということがあって、政治主導の気に入らないところもあるんですが。ただ、財務省の壁を大きく突破して、前政権では到底できなかったですよ、岩盤をつくるというこの仕組み。よくこれだけの岩盤を思い切ってつくられたということだけは評価するんです。金に糸目を付けずに、かつまた、先ほど来議論ありましたけれども、農業基盤整備等、土地改良予算を大幅削減しながらおつくりになったわけでありますから、それは評価はいろいろありますけれども、政治主導については私は見事というふうに思っております。

ところで、それじゃ、だからといって、このことで将来展望が開けるのかということになると、またまた懸念といいますか心配がわいてくるわけで、いかに条件整備を整えていくか、このことが物すごく大事になります。ちなみに、これは戸別所得補償についても、従来の民主党の法案をお出しになったときの議論として、要は規模拡大加算を検討していくということがあったわけでありまして、これらについて着実に手を打っていかないと形が私は整わないというふうに思うところであります。

一体どういう規模加算を想定しているのかということなんですが、閣議決定された基本計画で見てみますと、どうもこの規模加算等についてトーンが落ちているんじゃないかというふうに思うんですよ。だって、規模、品質、環境保全の取組に応じた加算について、他の生産・経営関係施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討する、というふうに書いてある。

制度上の位置付けを検討するということになるとどういう意味合いなのかという心配があるわけでありますが、一体これ、検討しているんですか、していないんですか、お聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

そのお答えの前に、度々ダブルスタンダードというようなことで、あたかもダブルスタンダードがあるというようなことになってはいけませんので若干お話をさせていただきたいというふうに思いますけれども、この担い手の議論はまたこれからいろいろやっていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、これまでの前政権のときも、いろいろとWTOの交渉の結果もありましたでしょう、直接支払も考えていかなければいけないというようなことの大臣の説明があつて後、品目横断などを取り入れた。しかし、元々はその補てんは基金で行って来て、広がればそのものが少なくなってくる、それも変えていこう。あるいはまた認定農業者、担い手ということの要件もそれぞれ緩和をしながらその数を増やしていこうというようなことは、これは前政権でもずっと行いながら、初めからのところだけではやはり無理があるんだということで、これまでの農政というものもあつたんだろうというふうに思っております。

したがって、私どもは、結果として担い手が思った数にまで到達をしなかったということも含めて、これまでの反省の中から、全体を、多様な農業者というような形の中でいかに担い手をそこから作り出していくか、そのことについての農政をこれから行っていこう、そのような形でありますので、決してダブルスタンダードではないんだということは申し上げておかなければいけないというふうに思っております。

その上で、これからの本格実施に向けて、この加算というものについて、一つは規模の加算ということがあるわけでありましてけれども、今も委員の方から御指摘があつたように、制度をきちんと整える中で行っていくということについては、これはそのとおりであります。しかし、その中で従前よりも考え方等が後退をしたのかというようなことにつきましては、そのようなことではなくて、本格実施に向けての制度設計の中で、まさにモデル事業の中での検討をきちんと行っていくということでございます。

○山田俊男君

これは針原総括審議官にお聞きしたいと思いますが、私が提出した資料を御覧いただきたいというふうに思います。

平成十年以降の稲作農家に対する経営安定対策を現時点まで掲げて比較した表であります。これまで針原審議官は稲作経営安定対策を始めとする各種の取組にかかわってきたかというふうに思います。これまでの稲作経営安定対策を見ても、非担い手対策について稲得といわれる対策を講じてきている

わけでありまして。それから、さらにその次の対策として稲構という対策も講じられているわけでありまして。

それぞれ認定農家と集落営農等を対象とした経営安定対策がそれに上積みになる、二段階の方式として措置されてきた経緯が私は見て取ることができるかというふうに思いますけれども、これらの取組と今の米のモデル事業である戸別所得補償制度と、どこがどう違うんですかね。おっしゃってみてください。

○政府参考人（針原寿朗君）

事実経過を中心に御説明いたします。

確かに十年度、稲作経営安定対策、この資料では認定農家は九割になっておりますが、十年度におきましては認定農家の上乘せはなくて一律八割でスタートいたしました。この発足に当たっては当時の山田先生と随分議論をした記憶がございます。

その後、十六年度に米政策改革ということを導入するに際してこのような扱いになったわけですが、この米政策改革の思想というのは、生産調整についてはできるだけ生産者の自由な判断にゆだねる方向で、六年掛けて持っていこうじゃないか。二つ目は、地域の自主性を尊重しようじゃないか。それまで生産調整の助成金は全国一律でやっておりましたが、それではなかなかできない地域もあるので、地域別の単価の設定ができるようにしようじゃないか。三つ目は、助成対象の選択と集中を行おうということで、担い手経営安定対策、北海道十ヘクタール、都府県四ヘクタール、集落営農二十ヘクタール、基本的な要件はここで固まっておるわけでございますが、それを導入すると、こういうような方向を打ち出したわけでございます。

他方で、いきなり十ヘクタール、四ヘクタールということに絞るということはなかなか現実的に難しいだろうということで措置されたのが今先生御指摘になった稲得という、稲作所得基盤確保対策でございます。これは、激変緩和という意味合いを持ちまして、三年間で打ち切られるというものでございました。

また、このとき、お米に助成をするのか、麦、大豆に助成するのか、相当議論がございました。これを地域で選んでいただくということで、地域によって、お米に対する助成、この稲得の助成を産地づくり交付対策の方に上乘せするというブリッジを架ける措置も講じて、これも地域の自主性尊重という流れでございます。

その後、十九年でございますが、十九年からのいわゆる米政策改革二期対策、後の三年でございますが、そのときに、品目横断経営安定対策、今の水田・畑作経営所得安定対策が講じられ、これも認定農家に選択と集中をするという方向性の中で、三年間で打ち切るはずだった激変緩和措置を、稲構という形で思

想を受け継ぎながら要件を変えて受け継いだというのが歴史的な経過でございます。

今回の措置は、自給率の向上のために国が先導的な役割を担おうということと全国一律の単価設定を行う、国の役割を施策の中で選択と集中を行う、自給率向上のために予算を集中化するということが措置すると。それから、担い手に対する選択と集中ではなく、多様な担い手を育てる中で農業の底上げを図っていこうという、こういう思想的かつ歴史的な農政の大転換を行ったわけでございます。ですから、単に助成対象が販売農家をカバーするというこのみをもって継続されたということには私としてはならないのではないかと考えております。

○山田俊男君

いろいろ議論し出すとそれは止まらなくなっちゃうんですが、しかしそれにしても、この比較した絵を大臣よく見ていただいて分かりますように、要は非担い手を対象にした、言うなればすべての販売農家と申しますか、これを対象にした対策と、それともう一つは、認定農家、さらに集落営農等を中心にして、これは担い手と思われる層を対象にした対策という形での、およそ二本線の形でここ十数年来経過してきているということは間違いないわけでありまして。

そして、今度の米戸別所得補償対策は、要は水田経営所得安定対策という前回の取組を一部で引き継ぎながら、それはそれで担い手対策を中心にした対策になっています。今、具体的にきちっと実行したのは、十アール当たり一万五千元という価格差を補てんする形でのすべての販売農家対策なんです。

今、私が議論したいのは、皆さんも目指すと言われる効率的かつ安定的な農業経営、地域の農業を担う担い手層をつくり上げていくというこの取組の中での加算の仕組み、これクエスチョンマーク付けてあるんだよ。ここへどういう内容のものをちゃんと入れてくるのかということとは、必然的に私は対策として考えざるを得ない対策なんだろうと、こんなふうに思っているからこそこの経緯を見てもらったわけでありまして。

さて、これは今井局長にお聞きしますが、今年の水田・畑作経営所得安定対策の加入はどういう状況になっているのかと。これは、今年ですね、二十一年度の実施状況。そして、二十二年度も、実を言うと、これ見て分かるように、担い手部分に関する水田・畑作経営所得安定対策は、この戸別所得補償制度と継続されながら並行的に今動くとされている。二十三年度以降の本格実施になってその扱いをどうするかという議論はあるということだけれど、今の段階は二十二年度は並行的に実施されることになっているわけで、二十一年度の実績はあるはずだし、それから二十二年度の、当然のこと、どんな取組なのかとい

う実績もこれから出てくるはずですよ。これまでの実績についてお聞きします。

○政府参考人（今井敏君）

水田・畑作経営所得安定対策の二十一年産の加入状況についてお答えいたします。

まず、加入経営体数でございますけれども、二十一年産で認定農業者で七万九千五百五十七、集落営農組織で五千六百七十六の、合計八万五千二百三十三となっております。

次に、対象品目ごとの対策加入者の作付けカバー率でございますけれども、麦について見ますと、全国の麦全体の作付面積約二十六万六千ヘクタールに対しまして、対策加入者の作付面積が二十五万六千ヘクタール、カバー率でいきますと九六%ということで、本対策でほとんどをカバーしていると。大豆につきましては、全国の大豆全体の作付面積約十四万五千ヘクタールに対しまして、対策加入者の作付面積が十二万一千ヘクタール、そのカバー率八三%ということで、販売向けのものにつきましてはこの対策でほぼカバーされていると、そういう状況でございますけれども、一方、米について見ますと、全国の米全体の作付面積約百六十二万一千ヘクタールに対しまして、対策加入者の作付面積は約四十九万一千ヘクタールで、そのカバー率は三〇%にとどまっているという状況でございます。

先生から御指摘ありましたように、これは二十一年産の数値でございます、二十二年産につきましても本年はモデル事業と並行してこの対策も走ることになっておりまして、加入手続はこれから、今始まっておりまして、数値につきましてもはしましばらくたたないと分からないという状況でございます。

○山田俊男君

米はカバー率は三〇%という状況でありました。ところが、麦、大豆は見事なぐらいのカバー率になっているんです。要は、政策的には、大臣、いいものはいいとして評価していくという取組が大変大事なんだと思うんです。米三〇%といいますけど、これは局長、お聞きしますけれど、地域によりまして、県によりまして相当の差があるはずなんだよ。場合によったら九〇%、場合によったら八〇%、場合によったら六〇%という県や地域が出ているはずなんですよ。そういうところを、どうですか、お聞きします。

○政府参考人（今井敏君）

お答えいたします。

都道府県別の対策への加入率、カバー率を見ても、各県ごとの米、麦、大豆を含めた合計の作付面積に占める対策加入者の作付面積のカバー率が高いのは、麦、大豆等の作付面積が多い北海道ですとか佐賀ですとか福岡、そういった県が対策全体の面積に占めるカバー率が高いと。米だけでいきますと、北海道、佐賀、山形、秋田、富山、こういったところが米での加入率が高い県というふうになっております。

○山田俊男君

米で低いといいましても、私のふるさとの富山県であれば、県下全体で六〇%近い水準です。県下全体で六〇%のカバー率ということになりますと、地域によりましたら、もう七〇%、八〇%のカバー率になっているものなんです。七〇%、八〇%が、こういう形で、言うなれば認定農家、それに準ずる農家並びに集落営農等でカバーできているということになりますと、相当な私は取組が進んでいるというふうに見えていいというふうに思います。

どうぞ、大臣、いいものはいいとして評価して、そして今並行して実施している水田・畑作経営所得安定対策を生かしていくという、こういう判断が私は大変大事になってくるのではないかというふうに思います。大臣にお考えをお聞きします。

○副大臣（郡司彰君）

今いろいろ数字を出されておりましたし、また都道府県によっても相当ばらつきがあるということも御案内のとおりでございます。

いずれにしましても、こうした実態を踏まえまして、二十二年度の戸別所得補償モデル事業では、対象を一定規模以上の農家に限定をせず、すべての販売農家を対象にしているというような形を取らせていただいております。

今後の水田・畑作経営所得安定対策の取扱いでございますけれども、本格実施に向けてどのような形にするのか、できるだけ分かりやすい、制度ごとの役割分担が明確になるような、そのような検討を行っていくつもりでございます。

○山田俊男君

本川局長にお聞きしたいんですけども、日本農業新聞見ていたら、大豆の作付面積がどうも一割ほど減るというふうに出ていてえらいびっくりしたんですが、ところが、その翌日は誤報だということが分かって、こんな大事なことを誤報しているようじゃいかぬというふうに思いますけれども。ところが、地方で聞いてみますと、大豆の作付け、減るぞという情報がいっぱいあるんです。

理由は、やっぱり単価を一律にしたと。もちろん激変緩和の措置を講じられ

たということは評価するんですけども、それにしても単価を一律にしたということと、それともう一つは、ブロックローテーションや団地化加算や集落営農の取組加算等々、地域で、地域の実態に合わせて多様な、言うなれば従来の転作助成金や産地づくり推進交付金を活用してきた、それがうまくいかなくなってきたということが影響を及ぼしているというふうに見ておるんですが、大豆の見通しについて、局長、どんなふうに見ておられるんですか。

○政府参考人（本川一善君）

大豆の見通しについて、私どもとしては、この前、農業新聞の報道がございましたけれども、表で作っている大豆につきましては九千ヘクタール程度増えるという積算をいたしているところでございます。

それから、最初の報道には、例えば麦で転作の助成金というか、今度の助成金三万五千円をいただきながら表で大豆を作るという二毛作的な大豆作付面積が入っておりませんので当初の報道では減少するというようなことになっておりましたけれども、その二毛作部分についても一万五千円の支援を行うということでございますので、積極的に加入していただけるように、取り組んでいただけるように振興してまいりたいというふう考えております。

○山田俊男君

本川局長、私は、言うなれば転作助成金、もっと言うと産地づくり推進交付金ですか、平成十六年の生産調整の取組について生産数量目標に転換すると、そうした中で、より団体の取組、生産者の取組を自主的なものにしていくと。関連して、この転作助成金に該当するものについても交付金の仕組みにして、地域で、要は地域の判断で重点作物を決めたり、さらには団地的な取組やブロックローテーションの取組に重点的に対応していくという取組が可能なようにしたわけですね。

もともと裏がありまして、そうする代わりに、推進交付金については三年間か、何年間か固定だと、だからその間は生産数量目標が拡大する、言うなれば、生産調整が拡大してもその交付金については金額変えないんだぞというのがあったわけでありまして、ここはもう難しいところだった判断でありましたけれども、この自由に使える交付金の仕組みに転換したわけでありまして。

この転換、私は基本的に悪くなかったと思うんですよ。それをなぜ今回一律の方式にしたんですか、お聞きします。これは、局長、答えられます。

○政府参考人（本川一善君）

当時の産地づくり対策を導入した理由であります、当時の文書なり見させ

ていただきますと、例えば平成十四年十二月の米政策改革大綱におきましては、地域の多様な取組にこたえられる新たな発想の下に、対策期間中、安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策を創設するというふうに書かれておまして、まさに委員がおっしゃったとおりの自由な地域の取組を奨励するという観点と、それから一定の交付額によって取り組んでいくという対策として設けられたという経緯でございます。

○山田俊男君

大臣、やはりこれも、いいものはいいとして伸ばしていくという観点が必要で、とりわけ地方分権、地域主権ということをしっかりおっしゃっておられるわけですから、また、当然のこと、生産者、生産団体の自主的な取組というものも求められるわけですから、そういう観点でこのやはり助成金を生かしていくという姿勢が必要だと思うんです。

激変緩和対策は、大臣は今後本格実施の中で検討していくんだよということをおっしゃっていただいているわけでありますけれども、どうぞ、本格実施の中で、この助成金のありようについて、いいものはいいとして生かしていく観点で見てもらえるというふうに思うんですが、大臣のお考えをお聞きします。

○国務大臣（赤松広隆君）

激変緩和の措置にしろ、この品目横断の政策にしろ、それぞれ大きな役割を果たしたと思っていますし、特に昨日の衆議院の質問でも、激変緩和、おれのところは下がってと。いや、じゃ一回きちっと調べましょうと調べてたら、全地域協議会でもうそれぞれがちゃんと前年度以上あるいはそれを大きく上回る額が補償されていたということで大変喜んでいただきました。

ただし、こういう今評価をいただいている政策が、こういう別個の、別の政策としてやるのがいいのか、あるいは二十三年度からの本格実施の中で、その中に織り込んで、仕組みとしてその中の政策としてやるのがいいのか、これは今のモデル事業の実施状況を見てみないと、そしてまた各委員の皆さん方の御意見もちょうだいをしないと、そしてまた関係団体、いろいろありますので、そういう人たちのより使い勝手のいい形はどうかみたいなことをしっかりお伺いをする中で決めさせていただきたいと思えます。

○山田俊男君

大臣は、今度の仕組みの中で生産調整をちゃんとやる農家が増えてくるんだから、ましてや生産調整の取組と併せて一万五千円を払うという、そしてまた米価が下がったときは補てんするという仕組みを含めて設定しているんだから、

これは生産調整はちゃんと進むんだと、米価が下がるようなことはまずあり得ないと、こうおっしゃっていて、それは大変心強いことは心強いんですが、ところが、どうも最近の私も地方を回ってみまして動きを見ると、米価は下がりますね。米価が下がったときに、いや、実は後ろに財源があって、千円か千円百円ぐらい下がったって大丈夫なんだというふうにこれまた言えば言うほど、これはまた関係者、関係機関から、おお、米価下がってもいいんなら、おい、下げようかというような、話をしてみたらとんでもない話なんです。

そこで、大変私は心配なのは、まさか大臣が、何といたしますか、米価が下がってもいいみたいなことは到底言えないわけですから、今は絶対下がらない、しっかりやってくれというふうにおっしゃっておられるというのは当然だというふうに思います。

しかし、大変杞憂がありまして、政務三役の皆さんも、それからお並びの局長さん、審議官の皆さんも、もしかして、おい、これで米価が下がってもしようがないぞと、むしろ下がった方が生産者の自覚ができて、そして、痛い目に遭ってでも米の世界はそこから新しい世界が開けてくるんだというふうにも、もしもこの長い米の歴史の中でそういう転機かなというふうにお考えになって、このことをいろいろ考えておられるとすれば、私は物すごい手ひどい打撃を受ける気がするんです。

もっとも、二つのことがあるわけで、今年の夏は作が場合によったら悪いという状況で米価が上がりましたということになったらもう何の心配もないんです。これはうまくいったな、一万五千元は出るし、米価は下がらないし、うまくいったという話で済むかもしれない。

ところが、その一方で、これはもしも米価が大きく下がってしまったときは、大臣、幾らお金を準備しているといったって、千円を超えて下がるといったときに、もう財源はないわ、そしてかつ米は腐らないですから何年も残りますから、そこの後の苦しむたるや大変なことになるんです。

是非、大臣、ここはちゃんと生産調整やろうじゃないかと、そして計画生産をしっかり実現していこうと、そのための対策をこういう形でちゃんとつくったんだよということを、やはり皆さん一緒に主張していくという姿勢が何としてでも私は必要だというふうに思いますので、改めて、もう時間ありませんが、大臣、簡潔に。

○委員長（小川敏夫君）

時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔に願います。

○国務大臣（赤松広隆君）

山田委員の御指摘のとおりだと思っております。

私どもも、四月一日から、この制度は強制ではありません、自らの意思で参加するかしないかを決めていただくという大前提がありますけれども、のぼり旗まで作って、各地方の組織それぞれが個々の農家を直接お邪魔をするぐらいのつもりで、全農家お邪魔するぐらいのつもりで、是非、自らの意思でこの戸別所得補償制度に入っていただく、参加をしていただく。その中で、生産数量目標を自動的に、入るということはきちっと守っていただくということになるわけですから、そういう意味で制度として成功させ、御心配のような向きがないようにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○山田俊男君

ありがとうございました。

以 上